

平成28年第2回筑紫野市議会定例会（6月） 提出議案について

平成28年第2回筑紫野市議会定例会（会期：6月10日から6月28日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

同意第16号	筑紫野市教育委員会委員の任命について
本件は、現委員の西村幸子氏が本年6月22日をもって任期満了となりますので、引き続き、西村幸子氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。	
報告第2号	専決処分の承認について（筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
報告第2号から報告第4号までの3件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に成立したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき、ここに報告し、承認を求めるものです。主な内容は、法人市民税の税率引き下げ、軽自動車税のグリーン化特例の延長です。	
報告第3号	専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
主な内容は、条項の変更及び特例措置の期間延長です。	
報告第4号	専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
主な内容は、国民健康保険税の課税限度額を見直し、基礎課税額の限度額を54万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円に、それぞれ2万円引き上げるものです。また、軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数に乘ずる金額を26万5千円に、2割軽減の対象となる世帯については、48万円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。	
報告第5号	平成27年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

「ちくしの魅力発信事業」から「小地区公民館設置補助事業」までの全部で15件の事業であります。本件は、地方自治法第213条の規定により、平成27年度中に事業が終了しないものにつきまして、議会の承認を受け、繰越明許費により、平成28年度へ予算を繰り越しています。

この場合に、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整し、議会に報告しなければならないこととなっていますので、ここに報告いたします。

報告第6号	平成27年度筑紫野市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
-------	--------------------------------

本件は、平成27年度筑紫野市水道事業会計予算に定めていた建設改良費の工事請負費のうち、むさしヶ丘配水管布設替工事の1工区、3工区及び4工区については、既存埋設物が輻輳しており、下水道管の同時埋設にも日数を要したこと、筑紫駅西口配水管布設工事3工区については、区画整理課が施工する道路築造工事の進捗が遅れ、工期を延長する必要が生じたことにより、それぞれの工事請負費を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成28年度に繰り越していますので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告するものです。

報告第7号	平成27年度筑紫野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
-------	---------------------------------

本件は、平成27年度筑紫野市下水道事業会計予算に定めていた建設改良費の工事請負費のうち、城山7工区下水道築造工事については、推進工事において想定よりも土質が硬く、工法を変更することにより、不測の時間を要したこと、建設改良費の補償費のうち、下水道工事に伴う水道管支障移転補償費については、むさしヶ丘団地配水管布設替工事の1工区、3工区及び4工区が繰越となったことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成28年度に工事請負費、補償費をそれぞれ繰り越していますので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告するものです。

議案第44号	筑紫野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
--------	------------------------------------

本件は、国から準則の改正が通知されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第45号	筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
--------	----------------------------------

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行され、地方公

<p>共同体は給与条例において「等級別基準職務表を定めること」と、されたことに伴い、規則において定めていた級別標準職務表を本条例において規定するため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第46号	筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、本年10月に福岡県重度障害者医療費支給制度が、改正されることに伴い、本市における重度障害者医療費支給制度を見直し、助成内容の拡充等を行うため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第47号	筑紫野市コミュニティ施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、本年10月1日に、二日市東コミュニティセンターが開館することに伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第48号	筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定について
<p>本件は、本年2月24日に第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画を策定し、3月31日をもって策定委員会を解散したため、本条例を廃止するものです。</p>	
議案第49号	市道路線の認定について
<p>本件は、むさしヶ丘四丁目の宅地開発に伴い、開発道路としての整備が完了し、筑紫野市に帰属されたため、市道路線として認定するものです。この道路を道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線として認定をするため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第50号	市道路線の変更について
<p>本件は、むさしヶ丘四丁目の宅地開発に伴い、開発地内道路に付け替えを行ったため、市道路線の終点部分を変更するものです。この道路を道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線の変更をするため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第51号	平成28年度筑紫野市一般会計補正予算（第1号）について

主な内容は、歳出予算といたしましては、災害時の備えとして、給水車購入のための公用車集中管理事業330万円、防災事務事業120万円や、地元創業促進のための創業意欲喚起事業300万円などを増額するものです。これに見合いの歳入予算といたしましては、総務費国庫補助金1千215万8千円などを増額するものです。このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千946万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ302億46万1千円とするものです。

「債務負担行為補正」といたしましては、現庁舎が耐震基準に満たないこと、行政機能の分散など、数多くの問題を解決し、併せて、市民の利便性の確保、サービスの向上を図り、防災・災害復興拠点、市民活動拠点として、平成28年度から平成30年度にかけ、新庁舎に係る、設計監理業務委託及び建設工事の債務負担行為76億149万7千円を追加するものです。また、「地方債補正」につきましては、「変更の場合」として1件の1千630万円を計上しています。

議案第52号

平成28年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

主な内容は、歳出予算といたしましては、システム改修に伴い一般管理費162万円を増額するものです。これに見合いの歳入予算といたしましては、国庫補助金を同額、増額するものです。このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億864万9千円とするものです。